

八戸市こどもの居場所づくりコーディネート事業業務委託に係る公募型プロポーザル 質問回答一覧

令和7年6月18日

番号	質問事項	回答
1	○企業との協定締結状況について 子ども食堂に対する企業等からの食材支援に関連し、現在、八戸市と正式に協定書又は覚書等を締結している企業がありましたら、その有無および差し支えない範囲で企業名・支援内容をご教示ください。	子ども食堂に対する食材支援について、当市と協定書又は覚書等を締結している企業はございません。
2	○定期的な食材支援の実施企業数と分配頻度について 定期的に子ども食堂等への食材支援を実施している企業の件数、並びにその支援頻度（例：週1回、月2回等）について、現時点での実施状況をご教示ください。	現時点での実施状況は次のとおりです。 ・企業の件数：1社 ・支援頻度：2週間に1回
3	○食材支援の内容について 企業等からの食材支援の主な内容と食材の中に「生もの」の提供実績があったかどうかご教示ください。	企業等からの食材支援の主な内容は次のとおりです。 なお、「生もの」の提供実績はございません。 ・食材：規格外の農作物（主に玉ねぎ） ・支援量：20 k g（2週間に1回）
4	○食材支援のボリュームについて 企業等からの食材支援について、1回あたりの提供量が比較的多い場合の想定量（例：段ボール〇箱、重量など）を、参考としてご教示ください。	1回あたりの提供量が比較的多い場合の想定量は、子ども食堂1団体当たりダンボール1箱程度と見込んでおります。 ・子ども食堂運営団体数：10団体
5	○コーディネーターについて 子ども食堂でボランティアとして活動している者でも、本事業の「コーディネーター」になることは可能でしょうか。また、仕様書6に勤務時間に関する目安があることから「雇用」という形態をとらなければならないでしょうか。	仕様書5に記載しているこどもの居場所づくりコーディネーターの要件を満たし、地域の実情に応じたコーディネーターができる者であれば、コーディネーターの対象となります。 本事業は、仕様書5及び6に記載しているとおり、コーディネーター1名以上とその他適切な人員（スタッフ1名）を配置することになっており、適切な雇用形態でコーディネーター等を確保し事業を実施する必要があります。